

令和 8 年度から令和 9 年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(二国間クレジット制度資金支援事業のうちシナジー型 JCM 創出事業)
公募要領

公益財団法人地球環境センター

令和 8 年 4 月 21 日

公益財団法人地球環境センター(以下「センター」という)では、環境省より令和8年度から令和9年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度資金支援事業のうちシナジー型JCM創出事業)の交付決定を受け、当該資金の活用により民間企業等による優れた脱炭素技術等を活用した事業への投資を促進しています。本補助金は、途上国等における温室効果ガス(以下、「GHG」という)の排出を削減するとともに、二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism、以下「JCM」という)を通じて我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成(以下「NDC:Nationally Determined Contribution」という)に活用することを目的とするものです。

二国間クレジット制度資金支援事業のうちシナジー型 JCM 創出事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は、本公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、本要領を熟読いただくようお願いいたします。また、センターのウェブサイトに掲載している「Q&A」(https://gec.jp/jp/synergy_kobo2026)も合わせてご参照ください。

なお、補助事業として採択された場合には、令和 8 年度から令和 9 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度資金支援事業のうちシナジー型JCM創出事業)交付規程(以下「交付規程」という)に従って手続き等を行っていただくことになります。

目次

1. 補助金の目的	1
2. シナジー型 JCM 創出事業の内容	1
(1) 事業概要	1
(2) 補助金の対象となる事業	1
(3) 代表事業者の要件	2
(4) コンソーシアム構成員の責務	3
(5) 補助対象経費	4
(6) 補助金の交付額	5
(7) 補助率	5
(8) 補助事業の実施期間	5
(9) 補助事業の予定スケジュール(目安)	6
3. 採択審査	8
(1) 代表事業者の選定方法	8
(2) 審査方法及び審査項目	8
(3) 審査結果の通知・公表	8
4. 交付申請以降の諸手続きについて	8
(1) 交付申請	8
(2) 交付決定	8
(3) 事業の開始にあたっての注意事項	8
(4) 補助事業の変更交付及び計画変更	9
(5) 経費	9
(6) 実績報告及び書類審査等	9
(7) 補助金の支払い	10
(8) 取得財産の管理等	10
(9) 代表事業者及び共同事業者の合併・統合、名称変更又は住所変更等	11
(10) 交付決定の解除等	11
(11) 不正に対する交付決定の取消、罰則の適用	11
5. 公募案内	11
(1) 応募方法	11
(2) 公募期間	12
(3) 応募に必要な提出書類	12
(4) 注意事項	13
(5) 応募案件事前登録フォーム	14
(6) アカウント申請フォーム	14
(7) 応募に関する質問の受付及び回答	14
6. 情報の取り扱い	14
7. 留意事項	14

(1) 事業内容の発表等.....	14
(2) その他	14
別表 1 経費費目の細分について.....	15
別表 2 事務費の内訳について.....	18
別添 1 採択審査基準.....	20
別添 2 類似技術の分類 各パートナー国における環境省 JCM 資金支援事業採択実績.....	25
別添 3 令和 8 年度 JCM 設備補助事業電力 CO2 排出係数(tCO2/MWh)一覧表.....	26

1. 補助金の目的

我が国は、途上国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用するため、JCMを実施しています。

平成25年1月のモンゴルをはじめとして、これまでに32のパートナー国との間でJCMを構築しており(令和8年4月21日現在)、他の途上国等についても、様々な場を活用して協議を行っています。

これらを踏まえ、環境省補助事業である「令和8年度から令和9年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度資金支援事業のうちシナジー型JCM創出事業)」を実施します。なお、本補助事業には、独立行政法人国際協力機構(JICA)、政府系金融機関等の出資・融資を受ける事業と連携する事業(以下「JICA等連携事業」という)を含みます。

本補助事業は質の高い脱炭素技術の導入を通じて、大気汚染・水質汚染・生物多様性の損失・フロンによる環境影響等の他の環境課題等の事業実施国が抱える課題を同時に解決する又はこうした課題間のトレードオフを回避、低減するシナジー型脱炭素技術の実証事業を実施することを目的としております。(ただし、廃棄物等の処理に関するサービスを提供する事業又は処理事業者等から委託を受け施設建設を行う事業を除きます。)また本事業では、本事業終了後に早期に事業化を図る事業を支援する観点から、本事業による実証後に短期間でJCM事業化を見込むことのできる事業を優遇します。また、パートナー国及び候補国のニーズを深く理解した上で先進的な脱炭素技術等を普及・展開することにより、世界の脱炭素化に貢献することが期待されています。

2. シナジー型 JCM 創出事業の内容

(1) 事業概要

本公募において採択され、補助金の交付決定を受けた者(以下「代表事業者」という)には、JCM パートナー国(特に新規パートナー国)または候補国において、温室効果ガスの排出を削減するとともに、脱炭素だけでなく大気汚染、フロン対策等の他の環境課題・社会課題等を相乗的に解決するためのモデル的なJCM事業の案件形成に向けた実証事業を実施していただきます。加えて、事業完了後数年以内にJCM事業の実現を目指していただきます。

(2) 補助金の対象となる事業

本事業の対象は、以下の①～⑨の要件を満たす事業を実施できる設備(以下「補助対象設備」という)に関する実証を対象とします。

※ なお、太陽光発電設備の導入を行う際は、本事業により整備された太陽光発電設備の使用終了時に太陽電池の適切な処理方法としてリユース・リサイクルの実施に努めるようにしてください。

- ① 事業を実施する国は JCM パートナー国または候補国(ブラジル連邦共和国、マレーシア)とすること。
- ② 対象とする脱炭素技術が、下記の要件を全て満たすものであること。
 - ア) エネルギー起源 CO₂ の排出を削減するものであること。
 - イ) 大気汚染・水質汚染・生物多様性の損失・フロンによる環境影響等の他の環境課題等の事業実施国が抱える課題の解決や課題間のトレードオフ回避、低減に資するものであること。(ただし、

廃棄物等の処理に関するサービスを提供する事業又は廃棄物等の処理事業者等から委託を受け施設建設を行う事業を除きます。)

ウ) 主要な要素となる技術について、研究段階ではなく、国内または国外で実証されたものであること。

エ) 対象とする国において、当該技術に新規性があること。

- ③ 令和 10 年 1 月までに実証を完了し、実施報告書等の各種書類の案を提出できる計画であること(詳細は(10) 補助事業の予定スケジュール(目安)を参照のこと)。
- ④ パートナー国または候補国において、技術導入の基盤である現地人材の能力向上等に貢献し、パートナー国または候補国内での当該製品・技術等の持続的な市場創造につながると認められること。
- ⑤ 本事業の補助により導入する設備等について、日本国からの他の補助金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)第 2 条第 1 項に規定する「補助金等」及び同条第 4 項に規定する「間接補助金等」をいう)を受けていないこと。
- ⑥ 持続可能な開発(SDGs:Sustainable Development Goals)の実現へ寄与しているものであること。また、センター公開のジェンダー・ガイドラインに沿っているものであること。

https://gec.jp/jcm/jp/kobo/r02/mp/jcmsbsdR2_gender.pdf

※2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標

- ⑦ 「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)(令和 2 年 10 月、改訂版令和 7 年 12 月)(以下 URL 参照)に沿って、企業が自らの責任の下、最善の人権対応(人権デュー・ディリジェンスのプロセス導入、ステークホルダーとの対話等)に取り組んでいるものであること。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf>

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100956579.pdf>

また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和 4 年 9 月、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議策定)(以下 URL 参照)に沿って、企業が自らの責任の下、サプライチェーン等における最善の人権対応(人権デュー・ディリジェンスのプロセス導入、ステークホルダーとの対話等)に取り組んでいるものであること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

- ⑧ JICA、政府系金融機関等の出資・融資を受ける事業と連携して事業を行う場合、補助事業の対象範囲(補助金が直接使用される部分に限る)と、ODA(政府開発援助)に該当する出資・融資を受ける事業の対象範囲を区分できるものであること。

(3) 代表事業者の要件

本事業について補助金の交付を申請し、交付の対象者となることができる者は、次の①～⑦の要件を全て満たす者とします。

- ① 次のいずれかに該当する日本法人であること。
 - 民間企業(外国の企業が会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づき設立する日本法人含む)
 - 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合

- 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第2条第1項に規定する独立行政法人
 - 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - その他環境大臣の承認を得てセンターが適当と認める者
- ② コンソーシアムの代表事業者であること。
- 注 1) コンソーシアムとは、①の日本法人(以下「代表事業者」という)と外国法人等(以下「共同事業者」)により構成され、事業を効果的かつ効率的に実施する組織。
- 注 2) 交付申請は、代表事業者が行なうこと。
- 注 3) 代表事業者及び共同事業者は、センターが承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更できない。
- ③ 補助事業を的確に遂行するに足る実績、能力・実施体制が構築されており、技術的能力を有すること。
- ④ 補助事業を的確に遂行するのに必要な経理的基礎・経営健全性を有すること
- 次の3つの事項のいずれにも該当しないこと：
- (ア) 最近期の貸借対照表で債務超過である
 - (イ) 営業利益が最近過去 2 年連続して赤字である
 - (ウ) センターまたは環境省との間に未履行債務がある
- ⑤ 補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること
- ⑥ 明確な根拠に基づき事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等を示せること
- ⑦ 交付規定別紙2に示す「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できるものであること。

(4) コンソーシアム構成員の責務

- ① コンソーシアムの代表事業者である日本法人は下記の責任を負うこととします。
- (ア) 本補助事業の応募の際、申請者となること。
 - (イ) 円滑な事業実行と目標達成のために、事業の推進にかかわる取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行い、補助事業に係る経理、確定検査、その他の事務について一元的窓口となること。
 - (ウ) 代表事業者は、設備の購入・設置・試運転及び補助事業の完了まで責任を負うとともに、補助事業完了後においては、設備が稼動してから法定耐用年数(※)満了までの期間、取得財産等が補助事業の目的に反して使用されないよう管理すること。
 - (エ) 代表事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、毎年度、事業計画において記入した成果目標に対する達成状況、エネルギー起源二酸化炭素を含む GHG 削減量(実績)、実施報告書(様式第13)における当該機器を継続的に運用した場合に想定されるエネルギー起源二酸化炭素を含む GHG 削減量に達しなかった場合の原因、シナジー効果の達成状況、事業による成果の活用状況に関する事業報告書を大臣に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。
 - (オ) 共同事業者における交付規程違反等に係る返還義務に関する全てのこと。
- ※ 法定耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)」をご参照ください。

- ② コンソーシアムを構成する事業者(共同事業者)は下記の責務を負うこととします。
- (ア) 代表事業者の責によって実施される、脱炭素だけでなく他の環境課題・社会課題等を相乗的に解決するためのモデル的なJCM事業の案件形成に向けた実証事業において、その事業の効率的な実施に協力するとともに、その成果の当該国における普及に向けて協力を行うこと。
 - (イ) 共同事業者も事業の実施に必要な機械、器具等の財産を代表事業者と同じく取得することができるが、補助事業の完了後においても、取得財産等について法定耐用年数の期間において、善良な管理者の注意をもって管理を行い、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
 - (ウ) 補助事業の完了後においても、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省(環境省から委託を受けた民間事業者を含む。)及びセンターから調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供すること。
- コンソーシアムを構成する事業者を変更する場合は、代表事業者を通じてセンターの承認を得た上で、上記(ア)～(ウ)の措置を継続実施すること。

(5) 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業の実施に直接必要で、当該事業で使用されたことを証明できるものに限り、各費目の内容については、別表1に定めるとおりとします。

< 補助対象経費の区分 >

事業を行うために必要な経費

- ① 本工事費
- ② 付帯工事費
- ③ 機械器具費
- ④ 測量及試験費
- ⑤ 設備費(モニタリング機器含む)
- ⑥ 業務費
- ⑦ 事務費
- ⑧ その他必要な経費でセンターが承認した経費

< 補助対象外経費 >

以下の費用は補助対象外となるものの事例です。

- ① 事業に必要な用地の取得や建屋の建設(簡易なものを除く)の経費
- ② 既存設備の撤去費(撤去費に係る諸経費も含む)
- ③ 事業実施者の事業内容上必要とされる汎用性の高い備品(事務機器)等の購入・借用費
- ④ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費

- ⑤ 予備品
- ⑥ 本補助事業に係る報告書の作成や現地検査等に要する費用
- ⑦ 為替手数料、銀行振込手数料
- ⑧ その他事業の実施に直接関係性のない経費

＜自社製品等の調達を行う場合の利益排除について＞

補助事業において、補助対象経費の中に代表事業者及び共同事業者の自社製品等の調達等に係る経費がある場合、通常の市場価格で取引しても差し支えありませんが、補助対象経費の実績額の中に自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、代表事業者及び共同事業者の自社製品等の調達を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上します。

※ 代表事業者及び共同事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

(6) 補助金の交付額

シナジー型 JCM 創出事業の総予算額は2ヵ年で約 1.8 億円を想定しています。

補助金の交付額は(6)の補助対象経費の総額に下記(8)に基づく補助率を乗じた金額を上限とします。なお、実際に交付する補助金額は交付規程第12条第1項の交付額確定通知書によって、交付すべき補助金額として確定されます。

(7) 補助率

原則として、代表事業者の区分に応じ、以下のとおり補助対象経費の一定割合を補助します。

代表事業者の区分	補助率の設定
(ア)代表事業者が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の場合(コンソーシアムにおいては、参画するすべての日本法人が中小企業者の場合)	3分の2
(イ)(ア)以外の事業者の場合	2分の1

(8) 補助事業の実施期間

交付決定日以降に補助事業を開始し、原則として令和10年1月末までに実証を完了させてください。

(9) 補助事業の予定スケジュール(目安)

公募開始～交付決定まで

日程	内 容	
令和8年度		
4月21日(火)	公募開始	
5月18日(月) 目途	応募案件事前登録	参加を検討される申請者は、締切を待たずに、ご登録ください。
6月1日(月) 正午	公募締切	締切を待たずに提出頂いて結構です。 翌日以降に電話、メールまたは面接(オンライン)で説明をお願いすることがあります。
	採択審査開始	
公募締切後の 2週間以内	書類審査及び事務局ヒアリング実施	オンラインにて実施
採択決定	交付内示 交付申請説明会実施	センターでの採択審査に基づく
交付内示後 30日以内	交付申請書の提出	
交付内示後 60日以内	交付決定 補助事業の開始	センターでの交付申請書審査に基づく

補助事業開始～事業完了まで

・単年事業(令和8年度中に実証完了の場合)

日 程	内 容	
	(補助事業の開始)	
令和9年 1月末日	補助事業の完了・各種書類案の提出	実証事業及び支払を含めて完了させる
令和9年 2月～3月	完了実績報告書の提出(最終:3月10日まで) センターによる確定検査(書類の審査及び必要に応じた現地調査等の実施)	現地調査にはコンソーシアム 構成員の同行要(代表事業者は必須)
令和9年3月10日	完了実績報告書の提出最終締切	
令和9年3月	最終報告会 補助金支払	センターでの検査に基づく

・2カ年事業(令和9年度中に実証完了の場合)

日 程	内 容	
	(補助事業の開始)	
令和9年 2月～3月	センターによる中間検査(書類の審査及び必要に応じた現地調査等の実施)	現地調査にはコンソーシアム 構成員の同行要(代表事業者は必須)
令和9年度		
令和9年4月まで	年度終了実績報告書の提出(4月10日まで)	センターでの検査に基づく
令和10年 1月末日	補助事業の完了・各種書類案の提出	実証事業及び支払を含めて完了させる
令和10年 2月～3月	完了実績報告書の提出(3月10日まで) センターによる確定検査(書類の審査及び必要に応じた現地調査等の実施)	現地調査にはコンソーシアム 構成員の同行要(代表事業者は必須)
令和10年3月	最終報告会 補助金支払	センターでの検査に基づく

3. 採択審査

(1) 代表事業者の選定方法

一般公募を行い、審査を行ったうえで選定します。応募者より提出された書類等をもとに、別添 2「令和 8 年度から令和 9 年度シナジー型 JCM 創出事業 採択審査基準」(以下、「審査基準」という)に基づき、センターによる審査を行い、環境省と協議の上、予算の範囲内において採択案件を決定(交付内示)します。

(2) 審査方法及び審査項目

始めに、審査基準の「A.基礎審査」項目に基づき、提案書の審査を行います。提案書の内容に関し、事務局がヒアリングする場合があります。この基礎審査に合格した応募者に対して、審査基準の「B.評価審査」項目に基づき、センターがヒアリング審査を実施します。なお、審査の過程で追加資料の提出等を求めることがあります。

ヒアリング審査は、センターが日程を決めて実施します。

(3) 審査結果の通知・公表

採択の場合は内示通知を応募者に送付するとともに、採択事業について、環境省及びセンターのウェブサイトにおいて、国名、事業名、事業者名、実証の内容等を公表いたします。また、併せて記者発表を行う場合があります。ただし、当該事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、原則公表しません。

不採択の場合はその旨ご連絡します。

4. 交付申請以降の諸手続きについて

(1) 交付申請

公募により選定された代表事業者には補助金の交付申請書を、センターに提出していただきます。なお、交付申請書の記載内容については、事前確認を行い、必要に応じて修正及び再提出等を求めることがあります。

(申請手続等は別途定める交付規程をご参照ください)

(2) 交付決定

センターは、提出された交付申請書の内容を審査し、補助金の交付が適当と認められたものについて交付決定を行います。

3. (3) の内示通知の日から60日を経過した後、または年度内にセンターの責に帰する事由以外で交付決定できない場合は事業実施が困難と判断し、交付内示を取り消すことがありますのでご注意ください。

なお、不備のない交付申請書がセンターに到達してから交付決定まで約30日を要します。随時センター担当者と確認をとり、遅くとも交付内示後30日以内に交付申請書を完成させてください。

(3) 事業の開始にあたっての注意事項

代表事業者及び共同事業者は、センターからの交付決定日以降に初めて補助事業の開始が可能とな

ります。また、代表事業者及び共同事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結する際には、以下の点に注意してください。

- ① 発注日はセンターの交付決定日以降であること。
- ② 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること。
- ③ 当該年度に行われた委託等に対して、原則として当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。

(4) 補助事業の変更交付及び計画変更

- 1) 代表事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、あらかじめ変更交付申請書をセンターに提出し、承認を受ける必要があります。
- 2) 代表事業者は、補助金の額の変更が伴わない場合で下記のいずれかに当たる場合は、あらかじめ計画変更承認申請書をセンターに提出し、承認を受ける必要があります。
 - ① 別表1「経費費目の細分について」の第1欄の区分ごとに配分された額を変更するとき。ただし、各区分の配分額のいずれか低い額の15%以内の変更を除きます。
 - ② 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除きます。
 - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、代表事業者及び共同事業者の自由な創意により、能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(5) 経費

補助金の経費については、収支簿を備え、他の経費と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備する必要があります。

これらの帳簿及びその他の証拠書類は、補助事業完了後5年間保管する必要があります。

(6) 実績報告及び書類審査等

① 年度終了実績報告書

代表事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度4月10日までに年度終了実績報告書をセンターに提出してください。

② 完了実績報告書

代表事業者は、補助事業が完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む)したときに、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書をセンターに提出してください。

完了実績報告書の提出に当たっては、工事等及びその実績に応じた支払いを完了させ、請求書及び領収書等を添付してください。

センターは代表事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合するかどうかを確認します。センターにおいてその内容が適切であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知

書により代表事業者に通知します。

(7) 補助金の支払い

センターは、補助事業完了時に必要に応じて現地で確定検査を行い、書類の審査を行った上で代表事業者に交付すべき補助金の額を確定し、3月31日までに代表事業者から受けた請求に基づき、請求を受けた金額の支払を行うものとします(精算払)。また、概算払請求を受けた場合にも同様の手続きを経てその実績に応じた額の支払いを行うものとします。

精算払は当該確定額から概算払を行った額の合計額を除いた金額を代表事業者に支払うものとします。ただし、概算払を行った額の合計額が確定額を超えているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとします。補助金の返還は共同事業者から補助金の回収が行われるか否かにかかわらず、代表事業者の責任において行ってください。なお、センターが指定する期限までに補助金の返還が行われない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴します。

(8) 取得財産の管理等

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)は、代表事業者により補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従ってその効率的な運用を図る必要があります。なお、取得財産等には、環境省令和8年度二国間クレジット制度資金支援事業のうちシナジー型JCM創出事業(Synergistically Beneficial JCM Demonstration Programme by Ministry of the Environment of Japan)である旨をステッカー添付等により明示しなければなりません。また、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的(※)に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することをいう。)しようとするときは、あらかじめセンターの承認を受ける必要があります。その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。補助対象設備に抵当権を設定する場合も財産処分に該当しますので、抵当権を設定する前に財産処分申請書をセンターに提出し、承認を受ける必要があります。取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果、同時に解決しようとする課題に関するシナジー効果、その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省(環境省から委託を受けた民間事業者を含む。)から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供していただきます。

また、コンソーシアム内の外国法人等に譲渡する場合も、あらかじめセンターに報告する必要があります。

ただし、以下に該当する取得財産等の処分については、センターの承認は必要ありません。

- ア) 取得価格又は効用の増加価格が単価 50万円未満のもの
 - イ) 事業の実施のために使用した期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間を超えるもの
 - ウ) 災害若しくは火災により使用できなくなった取得財産等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある取得財産等の廃棄処分であって、あらかじめセンターに報告し、受理されたもの
- なお、上記イ)にかかわらず、補助目的の範囲内において取得財産等を譲渡し、貸し付けようとするときは、事前にセンターと協議を行ってください。

※補助金交付申請書の実施計画書及び完了実績報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容

(9) 代表事業者及び共同事業者の合併・統合、名称変更又は住所変更等

代表事業者は、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降法定耐用年数を経過するまでの間において、合併・統合、名称変更又は住所変更等が生じたときは、遅滞なくセンターに報告する必要があります。

(10) 交付決定の解除等

期限内に事業が完了しなかった場合も含め、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、承認申請書をセンターに提出して承認を受けなければなりません。

また、センターが法令等に従って補助事業が遂行されていない場合に行った指導に対し、改善が見られない場合、センターは代表事業者に対し補助事業の廃止の手続きを開始することを通知することがあります。

これらの場合、または次のいずれかに該当する場合には、センターは交付決定の全部又は一部を取り消すことができ、代表事業者は交付規程に従い、交付した補助金をセンターに返還しなくてはなりません。ただし、④の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではありません。

- ① 代表事業者及び共同事業者が、適正化法、同法施行令その他の法令若しくは交付規程、又はこれらに基づくセンターによる処分若しくは指示等に従わない場合
- ② 代表事業者及び共同事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- ③ 代表事業者及び共同事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- ④ 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合、その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（代表事業者及び共同事業者の責に帰すべき事情による場合を除く）

(11) 不正に対する交付決定の取消、罰則の適用

申請内容の虚偽、補助金の重複受給、その他法令等に違反したことが判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われる可能性があります。

5. 公募案内

(1) 応募方法

電子メール及びクラウドストレージ(BOX)より提出いただきます。郵送での提出は原則認めません。BOXのご利用には、事前登録及びアカウント申請の手続きが必要です。応募締切日の2週間前までを目途に手続きを完了ください。応募の流れは下記の通りです。

① 応募案件事前登録

応募案件の概要をセンターウェブサイト内の事前登録フォーム(下記(5)参照)に記入・登録ください。

② アカウント申請

センターウェブサイト内のアカウント申請フォーム(下記(6)参照)より申込みください。

③ アカウント発行

BOX へのログイン及びアップロード方法をセンターよりご連絡します。

④ 応募書類提出

電子メールにて【様式1】を提出ください。また、全ての応募書類をBOXへ格納ください。格納した資料の編集はできません。

⑤ 申請受理

センターより提出書類が受理されたことをご連絡します。

(2) 公募期間

令和8年4月21日(火)～令和8年6月1日(月)12:00(正午)

(3) 応募に必要な提出書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。

応募書類のうち、様式が定められているものについては、必ずセンターのウェブサイトから電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いいたします。

書類は、クラウド・サービスより添付資料としてご提出ください。

① 提出書類

(ア) 公募提案書類チェックリスト【様式0】

(イ) 公募提案書【様式1】

(ウ) 公募提案書概要資料【様式2】

(エ) 実施計画書【様式3-00】

最大10ページで作成するようお願いいたします。実施計画書の内容を説明、補足する各種根拠書類を、公募提案書類チェックリスト【様式0】を参照の上で必ず添付してください。

書類番号3-12 GHG削減量算定ファイルの作成にあたっては、別添4「令和8年度JCM設備補助事業電力CO₂排出係数(tCO₂/MWh)一覧表」を参照ください。

(オ) 経費内訳【様式4-01】

経費内訳は金額の根拠がわかる書類(見積書)等を参考資料(様式任意)として必ず添付してください。

(カ) 応募者及び共同事業者の企業パンフレット等業務概要がわかる資料及び定款を提出してください。また、設立が予定されている段階であれば、設立の認可を受けてください、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款の案を提出してください。ただし、この案が作成されていない場合には、応募者の業務概要が分かる資料を作成の上、提出してください。

(キ) 応募者及び共同事業者の経理状況説明書(直近3決算期の監査済みの貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書(※)を提出してください。また、設立が予定されている段階であれば、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出してください。ただし、この案が作成されていない場合には、提出不要です。なお、当該事業の資金調達が親会社等の出資・融資・保証による場合

(共同事業者が特別目的会社(SPC)の場合を含む)は、これらの関係者についても同様の資料を提出してください。

※ 応募時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算。法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、応募年度の事業計画及び収支予算と、直近の1決算期に関する監査済みの貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書。法人の設立から2会計年度を経過し、かつ、3会計年度を経過していない場合には、直近の2決算期に関する監査済みの貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書。キャッシュフロー計算書は、法令上作成義務がない場合であっても提出してください。

(ク) 国際コンソーシアム協定書【様式 5-01】

体制の構築にあたっては、可能な場合は、国際コンソーシアム協定書(案)を提出してください。応募時点においては国際コンソーシアム協定書への署名は必要ありません。採択後の交付申請時には署名済みのものを提出していただきます。

国際コンソーシアム協定に関する詳細書類等(協定書締結に向けた調整状況を説明する資料など、様式任意)も合わせて提出してください。

(ケ) その他参考資料

※ 添付資料として提出する書類データには公募提案書類チェックリスト【様式0】の番号に従ったファイル名をつけて番号順に保存すること。

なお、審査過程において、必要に応じて電話及び電子メール等にて別途問い合わせさせていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、予め御了承ください。

(4) 注意事項

応募申請にあたっては下記事項について十分にご注意ください。

- ① 電子申請となります。応募締切日の応募受付は、正午締切りです。
- ② 電子申請時には、公募提案書類チェックリスト【様式 0】に基づいて必ずクロスチェック(複数人のチェック)を行い不備の無い状態でご申請ください。
- ③ 英語以外の外国語の書類について、和訳の添付がないと審査に支障をきたす場合がありますので、その場合、和訳を添付してください。なお、英文書類についても応募受付後に和訳の添付を依頼することがあります。
- ④ 今回の公募要領等は令和7年度公募時からの変更箇所があるため、過去に応募経験のある応募者においても、必ず本公募要領及び最新の関連書類(交付規程や「公募提案書作成の手引き」など)に目を通してください。
- ⑤ 原則として、一度申請された書類の変更は受け付けません。
- ⑥ 申請情報は採択案件の選定のみ用います。

(5) 応募案件事前登録フォーム

https://gec.jp/jcm/jp/Synergy_pre-registration/

(6) アカウント申請フォーム

https://gec.jp/jcm/jp/Synergy_Apply/

(7) 応募に関する質問の受付及び回答

○ 受付方法

電子メールにて本件窓口 (synergy@gec.jp) へ送信してください。電子メールの件名は、「質問:令和7年度シナジー型 JCM 創出事業」としてください。

○ 受付期間

公募開始後～5月22日(金)の17時まで

○ 回答

受付期間終了から1週間程度でセンターのウェブサイトに掲載します。

6. 情報の取り扱い

センターは、この公募要領や交付規程に従ってセンターに提出される各種書類及び経理等の証拠書類(請求書、契約書、支払いの事実を示す書類)等並びにこれらの電子データについては、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理します。

7. 留意事項

(1) 事業内容の発表等

環境省では、本補助事業の実施内容及び成果について広く国内外へ情報発信していくことを予定しています。このため、導入した設備に関する公表可能な写真などを提供していただきますので、あらかじめご了承ください。また、代表事業者及び共同事業者においても、国内外を問わず公表するよう努めるとともに、公表に当たっては、環境省 JCM シナジー型 JCM 創出事業(Synergistically Beneficial JCM Demonstration Programme by Ministry of the Environment of Japan)によるものである旨を明示してください。

(2) その他

本公募要領で規定するもののほか、必要な事項は適正化法及びその施行令(昭和30年政令第255号)の規定、及び交付規程に定めますので、これらをご参照ください。

別表1 経費費目の細分について

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費)	
		材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		(間接工事費)	
		共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福

		<p>利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費	<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費	<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費	<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、代表事業者及び共同事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
設備費	設備費	<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器（モニタリング機器を含む）の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。</p>
業務費	業務費	<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、代表事業者及び共同事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
事務費	事務費	<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表 2 に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費及び設備費の金額に対し、次の表の区</p>

分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲とする。

号	区 分	率
1	5,000 万円以下の金額に対して	6.5%
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5.5%
3	1 億円を超える金額に対して	4.5%

別表 2 事務費の内訳について

1区分	2費目	3細目	4細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料(借料)をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具

				類の購入のために必要な経費をいい、用途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
--	--	--	--	--------------------------------------------------

別添1 採択審査基準

令和8年度から令和9年度シナジー型JCM創出事業 採択審査基準

令和8年4月
(公財)地球環境センター

1. はじめに

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度資金支援事業)実施要領(平成28年4月1日環地温発第16040126号)第3(6)2)①に基づき、公益財団法人地球環境センター(以下「センター」という。)は、公正かつ透明性が確保された手続きにより間接補助金交付先の採択を行うため、採択に関する審査基準を環境省と協議の上制定しました。

センターは、応募のあった案件に対し、本審査基準に基づいて審査し、環境省と協議の上で間接補助金交付先の採択を行います。

2. 事業の目的

「シナジー型JCM創出事業(以下「本事業」という。)」は、質の高い脱炭素技術の導入を通じて、大気汚染・水質汚染・生物多様性の損失等の他の環境課題等の事業実施国が抱える課題を同時に解決する又はこうした課題間のトレードオフを回避、低減するシナジー型脱炭素技術の実証事業を実施することを目的としております。(ただし、廃棄物等の処理に関するサービスを提供する事業又は廃棄物等の処理事業者等から委託を受け施設建設を行う事業を除きます。)

また本事業では、本事業終了後に早期に事業化を図る事業を支援する観点から、本事業による実証後に短期間でJCM事業化を見込むことのできる事業を優遇します。

なお、以後における「補助金」「補助事業者」は、それぞれ実施要領における「間接補助金」「間接補助事業者」を指します。

3. 審査基準の概要

補助金交付先の採択に際しては、提出された提案書の内容について以下の視点から審査します。なお、提案書の内容について不明な点等があれば、必要に応じて申請者に対して確認を行います。

A. 基礎審査

まず基礎審査として、センターにおいて以下の審査項目を満たしていることを確認します。その上で、すべての審査項目を満たしている提案については、Bの評価審査に進みます。いずれかの審査項目を明らかに満たしていない提案は不採択となります。

(1) 対象事業の要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 事業を実施する国はJCMパートナー国または候補国（ブラジル連邦共和国、マレーシア）とすること。
- ② 対象とする脱炭素技術が、下記の要件を全て満たすものであること。
- ア) エネルギー起源 CO2 の排出を削減するものであること。
 - イ) 大気汚染・水質汚染・生物多様性の損失等の他の環境課題等の事業実施国が抱える課題の解決や課題間のトレードオフ回避、低減に資するものであること。（ただし、廃棄物等の処理に関するサービスを提供する事業又は廃棄物等の処理事業者等から委託を受け施設建設を行う事業を除く。）
 - ウ) 主要な要素となる技術について、研究段階ではなく、国内で実証されたものであること。
 - エ) 対象とする国において、新規性（まだ広く普及していない技術や事業内容）があること。
- ③ 令和 10 年 3 月 10 日までにすべての工程を完了できる計画であること。
- ④ パートナー国において、技術導入の基盤である現地人材の能力向上等に貢献し、パートナー国内での当該製品・技術等の持続的な市場創造につながると認められること。
- ⑤ 本事業の補助により導入する設備等について、日本国からの他の補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 2 条第 1 項に規定する「補助金等」及び同条第 4 項に規定する「間接補助金等」をいう。）を受けていないこと。
- ⑥ 持続可能な開発（SDGs : Sustainable Development Goals）の実現へ寄与しているものであること。また、センター公開のジェンダー・ガイドラインに沿っているものであること。
https://gec.jp/jcm/jp/kobo/r02/mp/jcmsbsdR2_gender.pdf
※2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標
- ⑦ 「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）（令和 2 年 10 月、改訂版令和 7 年 12 月）（以下 URL 参照）に沿って、企業が自らの責任の下、最善の人権対応（人権デュー・ディリジェンスのプロセス導入、ステークホルダーとの対話等）に取り組んでいるものであること。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf>
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100956579.pdf>
また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議策定）（以下 URL 参照）に沿って、企業が自らの責任の下、サプライチェーン等における最善の人権対応（人権デュー・ディリジェンスのプロセス導入、ステークホルダーとの対話等）に取

り組んでいるものであること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

- ⑧ JICA、政府系金融機関等の出資・融資を受ける事業と連携して事業を行う場合、補助事業の対象範囲（補助金が直接使用される部分に限る）と、ODA（政府開発援助）に該当する出資・融資を受ける事業の対象範囲を区分できるものであること。

なお、日本国内外での事業実施においては、当該国・地域の法令等を遵守し、適切に補助事業を遂行すること。

(2) 申請者の要件

本事業について補助金の交付を申請し、交付の対象者となることができる者は、次の①～⑦の要件を全て満たす者とします。

- ① 申請者が国内における法人等であって、次に掲げるいずれかであること。
- 民間企業（外国の企業が会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき設立する日本法人含む）
 - 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
 - 法律により直接設立された法人
 - その他環境大臣の承認を経てセンターが認める者
- ② コンソーシアムの代表事業者であること。
- 注 1) コンソーシアムとは、①の日本法人（以下「代表事業者」という）と外国法人等（以下「共同事業者」）により構成され、事業を効果的かつ効率的に実施する組織。
- 注 2) 交付申請は、代表事業者が行なうこと。
- 注 3) 代表事業者及び共同事業者は、センターが承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更できない。
- ③ 補助事業を的確に遂行するに足る実績・能力・実施体制が構築されており、技術的能力を有すること。
- ④ 補助事業を的確に遂行するのに必要な経理的基礎・経営健全性を有すること。
- 次の 3 つの事項のいずれにも該当しないこと：
- ア) 最近期の貸借対照表で債務超過である
 - イ) 営業利益が最近過去 2 年連続して赤字である
 - ウ) センターまたは環境省との間に未履行債務がある

- ⑤ 補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑥ 明確な根拠に基づき事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等を示せるものであること。
- ⑦ 交付規程別紙2に示す「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

B. 評価審査

次に評価審査として、以下の各審査項目に関する評価案をセンターが作成し、これを踏まえて環境省とセンターが協議の上で採点を行います。採点は、(1)～(5)の項目及び(6)の加点項目の項目ごとに評価を行ってその合計点を算出し、合計点で60点を越えることを目安に採択妥当性を審査します。

(1) 提案技術の実現可能性 (30点)

対象国の市場、環境規制・制度、文化慣習、環境汚染実態、社会的な課題、資源・エネルギー制約等の特性と日本国内のそれらとの相違点が十分に分析され、それを踏まえた技術となっていて実現可能性が高いか。

(2) 実証内容の妥当性 (20点)

- ① 実証内容が明確に示され、その達成度を測ることのできる指標が適切に設定されていて定量的な評価が可能か。
- ② 普及時の指標は何であるべきか明確に意識して、実証指標が設定されているか。
- ③ 実証の方法は、指標達成のために適切か。指標達成の確実性は高いか。
- ④ 実証に要する経費の内容や金額は適切で、裏付けがあるか。
- ⑤ 実証の実施体制は、その実現のために現地共同事業者と協働できるものであるか。

(3) 事業化時のエネルギー起源二酸化炭素を含む GHG 排出削減効果 (30点)

- ① 事業化の実現性と実現時におけるエネルギー起源二酸化炭素を含む GHG 排出削減量 (実現性審査として次に留意する：事業化時の事業プランはパートナーの選定や事業体制構築(製造、販売、収益性、保守等)を含めて明確で、事業化の際の資金調達の計画は妥当であり、普及の実現性が高いか。)
- ② 費用対効果
(上述①で説明した削減量を実現するために必要な、設備投資額(イニシャルコスト)を示し、GHG 排出削減量に対する費用対効果を算出する。)
- ③ エネルギー起源二酸化炭素を含む GHG 排出削減量算出の考え方は適切か。
(計算方法が明確に示されており、それは適切か。)
- ④ シナジー効果
(大気汚染・水質汚染・生物多様性の損失等の他の環境課題等の事業実施国が抱える課題の解決や課題間のトレードオフ回避、低減に資するか。(何らかの定量的な試算が示され

ることが望ましい。))

(4) 事業者の経営健全性、財務基盤の健全性 (10 点)

- ① 本事業実施に際しての事業者、共同事業者の健全性、財務基盤の健全性
- ② 本事業実施のための資金計画の妥当性

(5) 代表事業者の 2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けた取組 (10 点)

- ① 2050 年カーボンニュートラルに向けた温室効果ガスの排出削減目標の設定
(2050 年またはそれ以前のカーボンニュートラル達成 (Scope1+2) など、代表事業者が設定している温室効果ガスの排出削減目標を記載する。) (3 点)
(中間目標 (例: 2013 年度比 2030 年度 46%以上の削減)、Scope3 の削減目標等を設定している場合は、それらも記載する。) (3 点)
※目標は原則として公表しているものとし、当該目標が掲載されているウェブページの URL を記載するか、該当資料を添付すること。
- ② デコ活応援団への参画 (2 点)
- ③ デコ活宣言への登録 (2 点)

<参考>デコ活ホームページ (環境省)

<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

(6) 加点項目 (10 点)

JCM を活用した事業化を具体的に計画しているか。計画に具体性があり、短期間での実施が見込めるか。

以上

別添2 類似技術の分類 各パートナー国における環境省 JCM 資金支援事業採択実績

別添2 類似技術の分類 各パートナー国における採択実績件数

17 April 2026

同一の設備補助事業に複数技術を導入する場合はそれぞれ件数をカウントしています。

補助率(シリコン型太陽光発電を除く):	上限50% (0件)	上限40% (1-3件)	上限30% (4-7件)	上限20% (8-9件)	対象外 (10件以上)
補助率(シリコン型太陽光発電):	上限20% (0-2件)	対象外 (3件以上)			

分野	技術	JCM方法論	モンゴル	バングラデシュ	ケニア	モルディブ	ベトナム	ラオス	インドネシア	コスタリカ	パラオ	カンボジア	メキシコ	サウジアラビア	チリ	ミャンマー	タイ	フィリピン	チュニジア	ジョージア	スリランカ	合計 (Total)	
			MN	BD	KE	MV	VN	LA	ID	CR	PW	KH	MX	SA	CL	MM	TH	PH	TN	GE	LK		
1. 省エネルギー	空調機 (エアコン)	VN_AM006, ID_AM004					4		2								1					7	
	冷凍機 (空調用)	BD_AM001, VN_AM011, ID_AM002, CR_AM002, KH_AM003, TH_AM003, TH_AM005		2			5		5	1		1					5					19	
	冷凍機 (冷蔵・冷凍用)	ID_AM003, MM_AM002, TH_AM008, TH_AM011, TH_AM013							1							2	4					7	
	吸収式冷凍機 (廃熱利用)	ID_AM022, TH_AM020							2								2					4	
	旋回流誘引型成層空調システム	TH_AM006															1					1	
	冷蔵・冷凍ショーケース	ID_AM008, TH_AM014							1								1					2	
	ボイラ	MN_AM002, ID_AM015, MM_AM003, TH_AM010, ID_AM029		2			2		4				1				2	3					14
	熱線ボイラ								1														1
	ヒートポンプ	VN_AM012, ID_AM010					1		1									1					3
	廃熱回収温水器	CR_AM003								1													1
	廃熱予熱利用システム	TH_AM012															2	1					3
	熱交換器	TH_AM018																1					1
	変圧器	VN_AM005, LA_AM003					4	2															6
	LED照明	ID_AM005, ID_AM020, TH_AM016							2									1					3
	LED照明(調光システム含む)	ID_AM018, KH_AM001					2		1			1											4
	ポンプ	VN_AM013					1																1
	コンプレッサー	TH_AM002					1											1					2
	曝気システム	ID_AM024							1														1
	リジネーター	ID_AM009							1														1
	天然ガス焼成炉	VN_AM010					1																1
	誘電加熱式溶融炉																	1					1
	天然ガス溶融炉								1														1
	アルミニウム製造炉									1								1					1
	電気加熱炉								1														1
	空調制御システム	VN_AM015					1											1					2
	ポンプ制御用インバーター	KH_AM005					1					1											2
	織機	BD_AM003, ID_AM011, TH_AM004		1					2									1					4
	段ボール古紙処理設備	ID_AM012							1														1
	電機化成設備	VN_AM009					1																1
	食塩電解槽	SA_AM001, TH_AM015												1				1					2
ワイヤー送り線機	VN_AM014					1																1	
高効率減速差	ID_AM028							2														2	
多重効用蒸留システム													1									1	
射出成型機	ID_AM025							1														1	
2. 再生可能エネルギー	シリコン型太陽光発電	MN_AM003, BD_AM002, KE_AM002, MV_AM001, VN_AM007, LA_AM002, ID_AM013, CR_AM001, PW_AM001, KH_AM002, MX_AM001, CL_AM001, TH_AM001, PH_AM002	5	1	4	1	16	2	13	1	5	4	2	2	12	1	24	11	4	1	3	112	
	太陽光発電+蓄電池	MV_AM002, ID_AM017, CL_AM002	1					1	2		1	2			3		3					13	
	小水力発電	KE_AM003, ID_AM019, ID_AM021, PH_AM001					1		10									3				14	
	風力発電						1															1	
	地熱発電 (バイナリー)																	3				3	
	地熱発電 (フラッシュ)																	2				2	
	バイオマス発電	ID_AM027, MM_AM004, PH_AM003, CL_AM003					3								1	1						5	
	バイオガス発電																			1		1	
	バイオガス燃焼ボイラ (固体)	TH_AM019					2											1				3	
	バイオガス燃焼ボイラ																1		1			2	
	太陽光発電+ヒートバッテリー																	1				1	
	バイオマスコジェネレーション	ET_AM003																2				2	
バイオガス生成								1													1		
3. エネルギーの有効利用	廃熱利用発電	ID_AM001, MM_AM005, TH_AM007						1								1	2					4	
	ガスコジェネレーション	ID_AM016, ID_AM023, TH_AM009, TH_AM020							2									4				6	
4. 廃棄物	蓄電池														1							1	
	廃棄物発電	MM_AM001					1									1						2	
5. 交通	メタン回収発電											1										1	
	デジタルタコグラフ	VN_AM001					1															1	
合計	技術の件数: 56件 方法論の件数: 89件		8	4	4	1	51	5	60	3	6	9	5	3	17	11	64	21	4	1	3	280	

類似技術に関する方法論の適格性要件はJCMウェブサイト参照: <https://www.jcm.go.jp/methodologies/all>

別添3 令和8年度 JCM 設備補助事業電力 CO2 排出係数(tCO2/MWh)一覧表

【注記】本一覧表はJCM設備補助事業の審査に際して用いられるものであり、JCでの決定等を
 予断するものではありません。

令和8年度JCM設備補助事業 電力CO2排出係数 (tCO2/MWh) 一覧表

令和8年4月17日(公募開始時点)

No.	パートナー国	省エネルギー	再生可能エネルギー (PV、風力、水力等)
		グリッド電力のみ代替する場合、または グリッド電力及び所内自家発電の両方を代替する場合	
1	モンゴル	別表1参照	
2	バングラデシュ	0.584	0.376
3	エチオピア	0.03	0.03
4	ケニア	0.096	0.070
5	モルディブ	0.606	0.533
6	ベトナム	0.558	0.322
7	ラオス	0.288	0.271
8	インドネシア	別表2参照	
9	コスタリカ	0.038	0.03
10	パラオ	0.647	0.533
11	カンボジア	別表3参照	0.353
12	メキシコ	0.444	0.312
13	サウジアラビア	0.596	0.449
14	チリ	別表4参照	
15	ミャンマー	0.3948	0.319
16	タイ	0.432	0.305
17	フィリピン	別表5参照	
18	セネガル	0.487	0.360
19	チュニジア	0.401	0.382
20	アゼルバイジャン	0.451	0.372
21	モルドバ	0.569	0.244
22	ジョージア	0.105	0.088
23	スリランカ	0.61615	0.300
24	ウズベキスタン	0.576	0.338
25	パプアニューギニア	0.655	別表6参照
26	アラブ首長国連邦	0.3456	0.334
27	キルギス	0.177	0.085
28	カザフスタン	0.8	0.526
29	ウクライナ	0.477	0.280
30	タンザニア	0.415	0.091
31	インド	0.73639	0.435

【注記】本一覧表はJCM設備補助事業の審査に際して用いられるものであり、JCでの決定等を予断するものではありません。

令和8年度JCM設備補助事業 電力CO2排出係数 (tCO2/MWh) 一覧表

別表1 モンゴル

令和8年4月17日(公募開始時点)

グリッド	省エネルギー		再生可能エネルギー (PV、風力、水力等)	
	ケース1	ケース2	ケース1	ケース2
ナショナルグリッド(CES、WES、AUES、EES、SES)	0.859	0.8	0.68	0.533

ケース1	グリッド電力のみを代替する場合
ケース2	グリッド電力及び所内自家発電の両方を代替する場合

【注記】本一覧表はJCM設備補助事業の審査に際して用いられるものであり、JCでの決定等を予断するものではありません。

令和8年度JCM設備補助事業 電力CO2排出係数 (tCO2/MWh) 一覧表

別表2-1 インドネシア(省エネルギー)

令和8年4月17日(公募開始時点)

No.	電力系統 (National Grid)	地域 (Province)	省エネルギー	
			ケース1	ケース2
1	Adonara	Nusa Tenggara Timur	0.59	0.59
2	Alor	Nusa Tenggara Timur	0.58	0.58
3	Ambon	Maluku	0.66	0.66
4	Bangka	Bangka Belitung	0.89	0.80
5	Barito	Kalimantan Tengah	1.31	0.80
6	Batam-Tanjung Pinang	Kepulauan Riau	0.82	0.80
7	Bau-Bau	Sulawesi Tenggara	0.74	0.74
8	Belitung	Bangka Belitung	1.41	0.80
9	Bengkalis (Riau)	Riau	0.01	0.01
10	Biak	Papua	0.57	0.57
11	Bima	Nusa Tenggara Barat	0.55	0.55
12	Bualemo	Sulawesi Tengah	0.71	0.71
13	Buano (Seram Barat)	Maluku	0.71	0.71
14	Buli (Halmahera Timur)	Maluku Utara	0.65	0.65
15	Concong Luar (Riau)	Riau	0.67	0.67
16	Dabo Singkep (Kepri)	Kepulauan Riau	0.48	0.48
17	Daruba (Morotai)	Maluku Utara	0.60	0.60
18	Dobo	Maluku	0.54	0.54
19	Ende	Nusa Tenggara Timur	1.03	0.80
20	Ibu (Halmahera Barat)	Maluku Utara	0.60	0.60
21	Ipuh	Bengkulu	0.64	0.64
22	Jamali	Bali	0.87	0.80
		Banten		
		Dki Jakarta		
		Jawa Barat		
		Jawa Tengah		
		Di Yogyakarta		
Jawa Timur				
23	Jayapura	Papua	0.51	0.51
24	Karakelang (Talaud)	Sulawesi Utara	0.53	0.53
25	Kendari	Sulawesi Tenggara	1.02	0.80
26	Kesui (Seram Timur)	Maluku	0.76	0.76
27	Khatulistiwa	Kalimantan Barat	1.63	0.80
28	Kian Darat (Seram Timur)	Maluku	0.61	0.61
29	Kisar	Maluku	0.57	0.57
30	Kobisonta (Seram Utara)	Maluku	0.59	0.59
31	Kolaka	Sulawesi Tenggara	0.46	0.46
32	Kota Bani	Bengkulu	0.70	0.70
33	Kota Lama (Riau)	Riau	0.59	0.59
34	Kotaraya	Sulawesi Tengah	0.49	0.49
35	Ladan		0.54	0.54
36	Laimu (Seram Selatan)	Maluku	0.67	0.67
37	Lambuya	Sulawesi Tenggara	0.56	0.56
38	Lelang	Sulawesi Tengah	0.60	0.60
39	Lemang (Riau)	Riau	0.56	0.56
40	Letung	Kepulauan Riau	0.63	0.63
41	Lirung	Sulawesi Utara	0.57	0.57
42	Lombok	NTB	1.61	0.80
43	Lumbi-lumbia	Sulawesi Tengah	0.78	0.78
44	Luwuk	Sulawesi Tengah	0.60	0.60
45	Mahakam	Kalimantan Timur	1.14	0.80
46	Mangaran	Sulawesi Utara	0.62	0.62
47	Manokwari	Papua Barat	0.56	0.56
48	Maumere	NTT	0.56	0.56
49	Merauke	Papua	0.55	0.55
50	Moa	Maluku	0.51	0.51
51	Nabire	Papua	0.52	0.52
52	Namlea	Maluku	0.60	0.60

【注記】本一覧表はJCM設備補助事業の審査に際して用いられるものであり、JCでの決定等を予断するものではありません。

令和8年度JCM設備補助事業 電力CO2排出係数 (tCO2/MWh) 一覧表

別表2-1 インドネシア(省エネルギー)

令和8年4月17日(公募開始時点)

No.	電力系統 (National Grid)	地域 (Province)	省エネルギー	
			ケース1	ケース2
53	Nias	Sumatera Utara	0.75	0.75
54	Pagai Selatan	Sumatera Barat	0.66	0.66
55	Palapas-Palu	Sulawesi Tengah	0.54	0.54
56	Pulau Buru	Maluku	0.56	0.56
57	Pulau Halang (Riau)	Riau	0.60	0.60
58	Pulau Tello	Sumatera Utara	0.91	0.80
59	Raha	Sulawesi Tenggara	0.57	0.57
60	Ranai	Kepulauan Riau	0.57	0.57
61	S Nasik Belitung	Bangka Belitung	0.43	0.43
62	Saumlaki	Maluku	0.51	0.51
63	Selat Panjang (Riau)	Riau	0.51	0.51
64	Serui	Papua	0.59	0.59
65	Siberut	Sumatera Barat	0.70	0.70
66	Siberut Utara	Sumatera Barat	0.71	0.71
67	Sipora	Sumatera Barat	0.67	0.67
68	Sorong	Papua Barat	0.56	0.56
69	Sulselbar	Sulawesi Barat Sulawesi Selatan	0.95	0.80
70	Sulutgo	Sulawesi Utara Gorontalo	0.78	0.78
71	Sumatera	Aceh Bengkulu Jambi Lampung Riau Sumatera Barat Sumatera Selatan Sumatera Utara	0.94	0.80
72	Sumbawa	Nusa Tenggara Barat	0.70	0.70
73	Tagulandang	Sulawesi Utara	0.55	0.55
74	Tahuna (Sangihe)	Sulawesi Utara	0.58	0.58
75	Tambelan (Kepri)	Kepulauan Riau	0.65	0.65
76	Taniwel (Seram Barat)	Maluku	0.58	0.58
77	Tanjung Balai Karimun	Kepulauan Riau	0.84	0.80
78	Tanjung Batu	Kepulauan Riau	0.50	0.50
79	Tanjung Samak (Riau)	Riau	0.56	0.56
80	Tarakan	Kalimantan Utara	0.48	0.48
81	Tehoru (Seram Selatan)	Maluku	0.64	0.64
82	Teluk Ketapang (Riau)	Riau	0.76	0.76
83	Tembilahan (Riau)	Riau	0.61	0.61
84	Ternate - Tidore	Maluku Utara	0.48	0.48
85	Timika	Papua	0.57	0.57
86	Timor	Nusa Tenggara Timur	0.69	0.69
87	Tobelo	Maluku Utara	0.59	0.59
88	Toili	Sulawesi Tengah	0.60	0.60
89	Toli-Toli	Sulawesi Tengah	0.50	0.50
90	Tual	Maluku	0.58	0.58
91	Wahai (Seram Utara)	Maluku	0.63	0.63
92	Waingapu	Nusa Tenggara Timur	0.55	0.55
93	Wakai	Sulawesi Tengah	0.72	0.72
94	Wangi-Wangi	Sulawesi Tenggara	0.51	0.51
95	Werinama (Seram Timur)	Maluku	0.67	0.67

Source: Greenhouse Gas (GHG) Emission Factor Electricity Interconnection System

https://gatrik.esdm.go.id/frontend/download_index?kode_kategori=emisi_pl

https://gatrik.esdm.go.id/assets/uploads/download_index/files/96d7c-nilai-fe-grk-sistem-ketenagalistrikan-tahun-2019.pdf

ケース1	グリッド電力のみを代替する場合
ケース2	グリッド電力及び所内自家発電の両方を代替する場合

【注記】本一覧表はJCM設備補助事業の審査に際して用いられるものであり、JCでの決定等を予断するものではありません。

令和8年度JCM設備補助事業 電力CO2排出係数 (tCO2/MWh) 一覧表
別表2-2 インドネシア(再生可能エネルギー) 令和8年4月17日(公募開始時点)

No.	電力システムの内部連結	地域	再生可能エネルギー(PV、風力、水力等)	
			ケース1	ケース2
1	Jamali	Java, Madura, Bali islands	0.613	0.533
2	Sumatera	Sumatera	0.473	0.473
3	Batam - Bintan	Riau Islands	0.632	0.533
4	Tanjung Balai Karimun	Riau Islands	0.575	0.533
5	Tanjung Batu	Riau Islands		
6	Kelong	Riau Islands		
7	Ladan	Riau Islands		
8	Midai	Riau Islands		
9	P Buru	Riau Islands		
10	Ranai	Riau Islands		
11	Sedanau	Riau Islands		
12	Tarempa	Riau Islands		
13	Bangka	Bangka	0.583	0.533
14	Belitung	Belitung		
15	S Nasik	Belitung		
16	Seliu	Belitung		
17	Khatulistiwa	West Kalimantan	0.482	0.482
18	Barito	South and Central Kalimantan	0.663	0.533
19	Mahakam	East Kalimantan	0.518	0.518
20	Tarakan	North Kalimantan	0.432	0.432
21	Sulutgo	North Sulawesi & Gorontalo	0.332	0.332
22	Sulselbar	South & West Sulawesi	0.315	0.315
23	Sulbangteng	Central Sulawesi	0.518	0.518
24	Kendari	Southeast Sulawesi	0.565	0.533
25	Bau Bau	Southeast Sulawesi		
26	Kolaka	Southeast Sulawesi		
27	Lambuya	Southeast Sulawesi		
28	Wangi Wangi	Southeast Sulawesi		
29	Raha	Southeast Sulawesi		
30	Lombok	West Nusa Tenggara	0.564	0.533
31	Bima	West Nusa Tenggara		
32	Sumbawa	West Nusa Tenggara		
33	Kupang	East Nusa Tenggara		
34	Ende	East Nusa Tenggara	0.515	0.515
35	Maumere	East Nusa Tenggara		
36	Waingapu	East Nusa Tenggara		
37	Labuan Bajo	Nusa Tenggara Timur		
38	Larantuka	Nusa Tenggara Timur		
39	Ambon	Maluku	0.536	0.533
40	Tual	Maluku		
41	Namlea	Maluku		
42	Tobelo	North Maluku	0.532	0.532
43	Ternate Tidore	North Maluku		
44	Jayapura	Papua	0.507	0.507
45	Timika	Papua		
46	Merauke	Papua		
47	Biak	Papua		
48	Sorong	West Papua	0.522	0.522
49	Nabire	West Papua		
50	Monokwari	West Papua		

Source: JCM Indonesia Secretariat, based on Directorate General of Electricity, Ministry of Energy and Mineral Resources, Indonesia
http://jcm.ekon.go.id/en/index.php/content/Mzq%253D/emission_factor

ケース1	グリッド電力のみを代替する場合
ケース2	グリッド電力及び所内自家発電の両方を代替する場合

【注記】本一覧表はJCM設備補助事業の審査に際して用いられるものであり、JCでの決定等を予断するものではありません。

令和8年度JCM設備補助事業 電力CO2排出係数 (tCO2/MWh) 一覧表

別表3 カンボジア

令和8年4月17日(公募開始時点)

No.	グリッド	省エネルギー
1	ナショナルグリッド	0.384
2	Kampot-Sihnoukグリッド	0.642
3	Kampong Chamグリッド	0.724

【注記】本一覧表はJCM設備補助事業の審査に際して用いられるものであり、JCでの決定等を予断するものではありません。

令和8年度JCM設備補助事業 電力CO2排出係数 (tCO2/MWh) 一覧表

別表4 チリ

令和8年4月17日(公募開始時点)

No.	グリッド	省エネ	再生可能エネルギー(PV、風力、水力等)	
			ケース1	ケース2
1	National Electricity System (SEN)	0.219	0.196	0.196
2	Aysén (SEA)	0.327	0.293	0.293
3	Magallanes (SEM)	0.445	0.398	0.398

ケース1	グリッド電力のみを代替する場合
ケース2	グリッド電力及び所内自家発電の両方を代替する場合

【注記】本一覧表はJCM設備補助事業の審査に際して用いられるものであり、JCでの決定等を予断するものではありません。

令和8年度JCM設備補助事業 電力CO2排出係数 (tCO2/MWh) -

別表5 フィリピン

令和8年4月17日(公募開始時点)

No.	グリッド	省エネルギー	再生可能エネルギー(PV、風力、水力等)	
			ケース1	ケース2
1	ルソン島	0.7181	0.507	0.507
2	ビサヤ諸島			
3	ミンダナオ島	0.8173	0.468	0.468

ケース1	グリッド電力のみを代替する場合
ケース2	グリッド電力及び所内自家発電の両方を代替する場合

【注記】本一覧表はJCM設備補助事業の審査に際して用いられるものであり、JCでの決定等を予断するものではありません。

令和8年度JCM設備補助事業 電力CO2排出係数 (tCO2/MWh) 一覧表

別表6 パプアニューギニア

令和8年4月17日(公募開始時点)

再生可能エネルギー(PV、風力、水力等)	
ケース1	ケース2
0.641	0.533

ケース1	グリッド電力のみを代替する場合
ケース2	グリッド電力及び所内自家発電の両方を代替する場合